

# 城南市民センターご利用に係る キャンセル料の取扱いについて

新型コロナウイルス感染拡大防止のために施設利用の取り止めを行った場合、施設利用料の返金等を行う取扱いを行っていましたが、以下のとおり取扱いが変更になりましたのでお知らせします。

## 1 施設利用料の取扱いについて

- 「福岡コロナ警報」または「福岡コロナ特別警報」が発動中に新型コロナウイルスを理由として、施設利用の中止や延期の申請が行われた場合、キャンセル料は不要(納付済みの使用料は全額返金)とする取扱いは、「**福岡コロナ警報**」の解除に伴い終了します。

**【変更時期】 令和4年6月8日(水)**

※令和4年6月7日(火)までは周知期間として現行の取扱いを継続します。

## 【参 考】

- ◆利用取り止め届の提出期限を過ぎると、キャンセル料が発生します。  
提出期限は会議室等の場合は利用日の10日前まで、ホールの場合は利用日の3か月前までです。

福岡市立城南市民センター